

秦野市次世代育成支援行動計画(後期計画)

基本指針(案)における市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項

【基本理念】

【基本目標】

【施策の基本的方向性】

◆必須記載事項

- (1) 教育・保育提供区域の設定
- (2) 各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期
- (3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策と実施時期
- (4) 教育・保育の一体的提供、教育・保育推進に関する体制の確保

◆任意記載事項

- (1) 産休・育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- (2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携
 - ・児童虐待防止対策の充実
 - ・母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
 - ・障がい児施策の充実等
- (3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
 - ・仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
 - ・仕事と子育ての両立のための基盤整備

